

企業会計基準委員会 御中

2016年5月30日

公認会計士

岩谷誠治

「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」

に対する意見

【質問1】 回答者の立場

(コメント)

財務諸表利用者の立場から回答する。

【質問4】 その他の論点について

(コメント)

有償支給取引へ当会計基準を適用した際の注記の必要性について

我が国の製造業においては、加工を依頼する外注先に対して原材料を提供し、加工後に買い戻す、いわゆる「有償支給」と呼ばれる形態がある。

その内容については会計制度委員会研究報告第13号「我が国の収益認識に関する研究報告（中間報告）－IAS第18号「収益」に照らした考察」の「ケース29 買戻条件付販売契約 ①有償支給取引」の事例として取り上げられているものが典型例である。

一般的な有償支給取引は新基準では買戻し契約に該当すると推察されるが、その場合、B64項、B65項にしたがって、融資契約（又はリース取引）として処理されることになる。

損益計算書における財務比率に著しい影響を与えるため、財務諸表の比較可能性を確保するために個別の注記事項が必要ではないか。

開示の一般原則（110項他）で対応するのは不十分と考える。

以上